

令和5年度山形県障がい福祉施設商品開発・改良支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 令和5年度山形県障がい福祉施設商品開発・改良支援事業費補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、障がい福祉施設とは、次の各号に掲げる県内の就労継続支援B型事業所をいう。

- (1) 工賃向上計画を策定した事業所又は策定することが確実であると見込まれる事業所
- (2) 前号の事業所で構成する団体等

(交付の目的)

第3条 知事は、山形県工賃向上計画に定める目標工賃の達成に資するため、障がい福祉施設における新商品の開発、商品の改良等に必要経費を補助することにより、障がい福祉施設の工賃の向上に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、前条の目的のため、別表の事業区分のいずれかの事業を実施する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障がい福祉施設
- (2) 県の事業である工賃向上コーディネーターによる実行支援を受けた又は受ける予定の者
- (3) 別表の事業区分2の事業を実施する者については、障がい福祉施設が希望するアドバイザーによる助言・指導を受ける予定の者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表の事業区分ごとに事業内容の欄に掲げるとおりとする。ただし、補助金の交付の目的及び対象経費が重複する他の補助金等の交付決定を受けたものを除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の基準額の欄に掲げる額と同表の補助対象経費欄に掲げる経費の実支出額から寄付金その他収入を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、同表の補助率の欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（様式第1号）
 - (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式第2号）
- 2 補助事業者は、前項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交

付申請するものとする。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の目的及び内容の変更

(2) 事業に要する経費総額の2割を超える額の増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に変更後の第7条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 契約を行うために工事等の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、事業完了後においても取得財産管理台帳等を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。

(3) 補助事業者が、本条項で定める条件に違反した場合には、知事は補助金の一部又は全部を取り消すことがある。

(4) 補助金の経理は、補助事業者が行うこと。

(5) 補助金に係る経費の支出は原則として口座振替で行うものとし、これ以外の方法で支出する場合には、記録の残る方法で行うこと。

(6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。

(7) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(8) 補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、補助事業に係る取組状況及びその成果等について、取組状況及び成果報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 収支精算書(様式第6号)

(2) 歳入歳出決算（見込）書抄本（様式第2号）

- 2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第7条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」によるものとする。

（帳簿の備付等）

第15条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（書類の提出）

第16条 この補助金に関して知事に提出する書類は、1部とし、山形県健康福祉部障がい福祉課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

別表

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	基準額
1	既存の生産活動分野に関する次のいずれかに該当する事業 (1) 新商品の開発及び商品の改良事業 (2) 商品の生産方法の改善事業 (3) 商品の販路拡大事業	需用費（消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料） 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費（車両は対象外とする） 改装費（施設整備費は対象外とする）	1 / 2	1事業あたり 1,000千円
2	新たな生産活動分野又は高付加価値製品の開発等に関する次のいずれかに該当する事業 (1) 新商品の開発及び商品の改良事業 (2) 商品の生産方法の改善事業 (3) 商品の販路拡大事業	需用費（消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費） 役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料） 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費（車両は対象外とする） 改装費（施設整備費は対象外とする） 報償費（アドバイザー謝金） 費用弁償（アドバイザー旅費）	2 / 3	